

豊橋市子ども・子育て会議傍聴要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市子ども・子育て会議設置要綱第8条の規定に基づき、豊橋市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、当該会議の開催予定時刻までに傍聴受付でその旨申し出なければならない。

2 前項の傍聴手続は、会議の開催予定の公表に併せ、あらかじめ公表するものとする。

(傍聴の定員)

第3条 傍聴の定員は、会議の都度、会長が定める数とし、先着順によるものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 会議を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章等をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影等の制限)

第6条 傍聴人は、会長の許可なく写真撮影、録画及び録音を行ってはならない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年 月 日から施行する。

○豊橋市子ども・子育て会議設置要綱

新	旧
<p style="text-align: center;">豊橋市子ども・子育て会議設置要綱</p> <p>(設置) 第1条 本市における子ども・子育て支援に関し、子どもが主体となつて学び育つことができ子育て支援策を協議するため、豊橋市子ども・子育て支援会議（以下「子ども・子育て支援会議」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第2項に規定する事項を処理すること。 (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に規定する事項を処理すること。 (3) 子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項に規定する事項を処理すること。 (4) 豊橋市次世代育成支援行動計画の推進に関すること。 (5) その他子ども・子育て支援策の推進に関すること。 (構成) 第3条 子ども・子育て会議は、委員24人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 法第6条第2項に規定する保護者 (2) 学識経験のある者 (3) 児童福祉関係者 (4) 教育関係者 (5) 経済・労働関係者 (6) 関係団体の代表者 (7) その他市長が適当と認める者</p>	<p style="text-align: center;">豊橋市子ども・子育て会議設置要綱</p> <p>(設置) 第1条 本市における子ども・子育て支援に関し、子どもが主体となつて学び育つことができ子育て支援策を協議するため、豊橋市子ども・子育て支援会議（以下「子ども・子育て支援会議」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第2項に規定する事項を処理すること。 (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に規定する事項を処理すること。 (3) 子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項に規定する事項を処理すること。 (4) 豊橋市次世代育成支援行動計画の推進に関すること。 (5) その他子ども・子育て支援策の推進に関すること。 (構成) 第3条 子ども・子育て会議は、委員24人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 法第6条第2項に規定する保護者 (2) 学識経験のある者 (3) 児童福祉関係者 (4) 教育関係者 (5) 経済・労働関係者 (6) 関係団体の代表者 (7) その他市長が適当と認める者</p>

<p>(委員の任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。 第2条 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。 (組織) 第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1名を置く。 第2条 会長は、委員の互選により選出する。 第3条 副会長は、会長が委員のうちから指名する。 第4条 会長は、委員会を代表し会務を総理する。 第5条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議) 第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長を務める。 第2条 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することできない。 第3条 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。 第5条 会議の事務局は、会議の審議内容に應じ、福祉部子育て支援課若しくは保育課又は教育部生涯学習課が務めるものとする。 (削除) (庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。</p>	<p>(委員の任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。 第2条 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。 (組織) 第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1名を置く。 第2条 会長は、委員の互選により選出する。 第3条 副会長は、会長が委員のうちから指名する。 第4条 会長は、委員会を代表し会務を総理する。 第5条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議) 第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長を務める。 第2条 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することできない。 第3条 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。 第5条 会議の事務局は、会議の審議内容に應じ、福祉部子育て支援課若しくは保育課又は教育部生涯学習課が務めるものとする。 (守秘義務) 第7条 子ども・子育て会議の委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。 (庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。 (委任) 第9条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。</p>
---	--

新

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
(豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の廃止)
- 2 豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱(平成22年5月11日施行)は、廃止する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年 月 日から施行する。

旧

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
(豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の廃止)
- 2 豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱(平成22年5月11日施行)は、廃止する。